

<アンケート集計結果>

R4.2.17~R4.7.25まで

	項目	合計
1.	護持費を納入していなければ本堂での葬儀や納骨ができなかったと言われた。	6
2.	葬儀等で住職から法外なお布施を請求された。	3
3.	住職から提示されたお布施(同上)を納付できないと返答したら、葬儀は行えないと言われた。	1
4.	住職に葬儀の導師をお願いしたが、実際は副住職が執り行った。	6
5.	護持費は懇志金(寄付金)であり義務金ではないことを知らなかった。	35
6.	護持費納入通知に同封の振込取扱票記載の護持費の額は檀家毎に異なることを知らなかった。	54
7.	護持費の額が決められた根拠が分からずに納入していた。	54
8.	本山御依頼金は護持費のみならずお寺の総収入から収めるべき金員であることを知らなかった。	44
9.	本誓寺には本山御依頼金に関し多額の未納があることを知らなかった。	30
10.	ご門徒に開示されているお寺の収支決算報告書には葬儀・法要等の宗教活動収入が含まれていないことに疑問を持たなかった。	44
11.	関連自由記載(別紙)	31

返信数 78